

聖籠町生涯スポーツ推進計画策定委員会規則をここに公布する。

平成27年2月25日

聖籠町教育委員会委員長 稲田 健一

聖籠町教育委員会規則第2号

聖籠町生涯スポーツ推進計画策定委員会規則

聖籠町スポーツ活動活性化事業企画・運営委員に関する規則（平成12年聖籠町教委規則第11号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 聖籠町のスポーツ振興のあり方を検討するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定に基づき、聖籠町生涯スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は教育委員会の諮問に応じ、スポーツ振興に関する方策を調査・検討し、その結果を教育委員会に答申する。

（組織）

第3条 委員会は25人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- （1） スポーツ推進委員
- （2） 総合型地域スポーツクラブの職員
- （3） 福祉関係機関・団体の職員
- （4） 一般町民
- （5） 前4号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めた者

2 前項の委員は公募とすることができる。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により選出す

る。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(1) 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(2) 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。